

住民基本台帳システムの標準化に向けた課題と解決の方向性について

平成30年10月30日
富士通株式会社

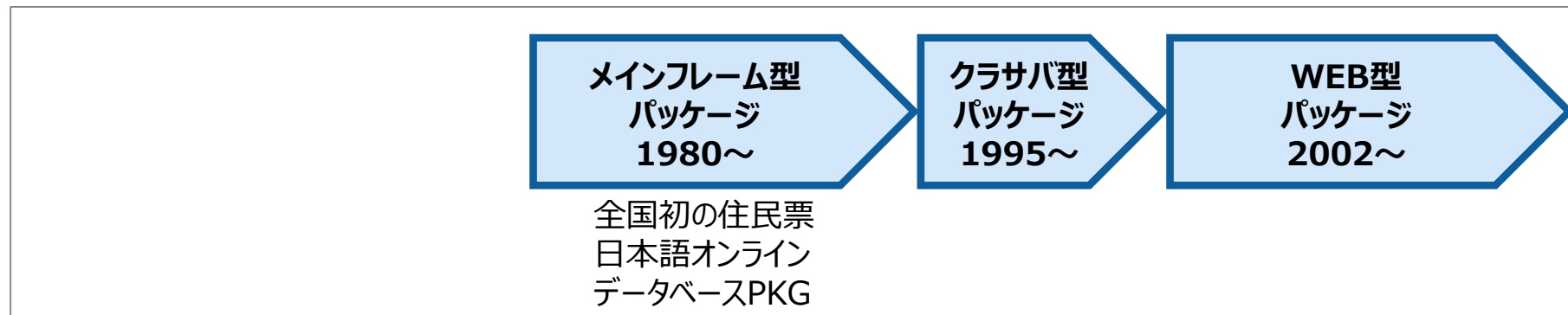
資料 7

当社住民基本台帳システム開発の歩み

紙の住民票を電算化 個人票・世帯票と団体間で考え方に差異

1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
		▽1985 法改正 (台帳磁気化)	▽1999 住基ネット 2002一次稼働	▽2012 法改正 (外国人住民)	▽2015 番号制度
▽1967 住民基本台帳法 (住民登録法廃止)					

▽1964～ 特別区A区と 共同研究 (統合事務処理)	▽1980/10 B市 個人票(単票・毎回改製)
▽1966～ A区 住民記録「区民マスターテープ」	▽1981/3 C市 世帯票 (抹消線)
	▽1985/2 A区 個人票・連記式(履歴備考欄)



事務そのものの差異は限定的 関連部分に運用差異が多い

分類		概要／システムへの影響	具体例
A	主たる 住民基本台帳 事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法及び関連法令に基づく、事務自体の基本的な部分 ・システム面からみると、比較的カスタマイズは発生しない ・団体間差異が残る点としては、<u>帳票の様式や考え方、例外処理やチェックの実施方法など</u> 	例) ・住民基本台帳事務 ・住基ネット関連 ・入管連携関連
B	住民基本台帳 を活用する その他の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に基づくものではないが、住民基本台帳を活用して行う事務 ・住基の異動(住所、氏名、世帯構成の変更)に併せて行うその他の窓口事務や、統計での利用など ・個別のカスタマイズが発生するケースが多い ・連携先の要求に合わせて住民基本台帳システム側で対応する場合は、<u>相手のインターフェースに合わせて個別にカスタマイズを実施</u> 	例) ・印鑑登録 ・各種保険窓口事務 ・福祉窓口事務 ・戸籍事務
C	事務運用・ 住民サービスの ための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での待ち時間短縮など、法令上の規定そのものと直結しないが、事務実施上は密接にかかわるもの ・システム面から見ると、<u>各団体の事情(窓口サービスの考え方、庁舎レイアウト、人員配置等)を鑑みた個別要件への対応が必要であり、カスタマイズで対応するケースが多い</u> 	例) ・窓口対応/入力作業の分離、入力センター化 ・総合窓口サービス

A) 主たる住民基本台帳事務での標準化課題

様式の統一や運用ルールの明確化などが効果的

* 住民基本台帳事務の基本部分での標準化課題の例

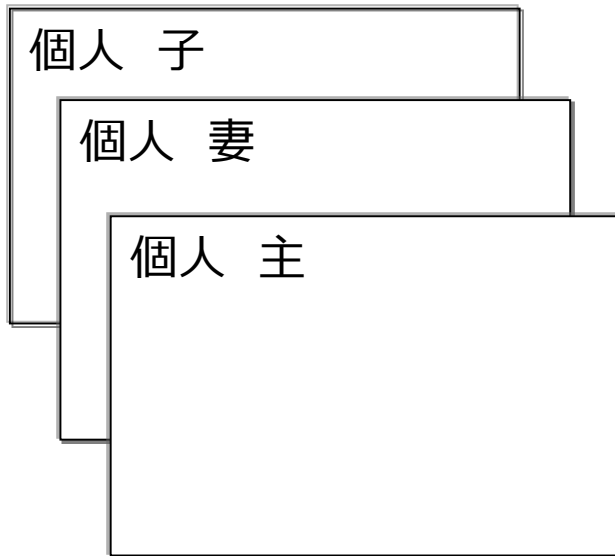
項	標準化阻害要因	具体的な例
1	団体間で帳票の様式に差異 <ul style="list-style-type: none"> ・法令上は同一の帳票でも、法令に定める必須事項以外を記載(備考欄など) ・段組みの様式が団体ごとに差異 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人票／世帯票で大きく考え方が異なる ■ 証明書番号、ふりがな、世帯番号など、法令外の項目を記載する団体がある ■ 改製原住民票の様式は、団体毎の旧様式を踏襲する必要がある
2	住民票の改製処理方式が複数存在	<ul style="list-style-type: none"> ■ 項目履歴式／毎回改製式／備考欄履歴式 などのバリエーションがある
3	例外的な処理が発生した場合の明確なルールが存在しない <ul style="list-style-type: none"> ・項目の訂正等の異常処理に関する考え方 ・ケース毎に対応が異なる処理において、明確なルールがないため、同一団体内でも対応が異なる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住基システムに入力した情報の誤りがあった場合の処理 <ul style="list-style-type: none"> ex.1 遡及的な処理は行わず、誤りが発覚した以後の日付の処理として正しい情報に訂正 ex.2 誤って行った変更処理を遡及的に取り消し、改めて変更処理（世帯主変更に伴う国民健康保険システムへの連携など）
4	職員体制やピーク時の処理量(業務量)で処理後のチェック運用に差異 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等での規定は無いが、事務処理誤りを防止するためや、進行中の事務手続き件数を把握するための運用上の工夫が団体間で異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 処理後に支所ごとに異動事由別などの日計表を印刷。日計表をもとに入力再検査を同日中に実施／翌朝に実施／実施しない、などのパターンが存在

個人票/世帯票の様式差異(ご参考)

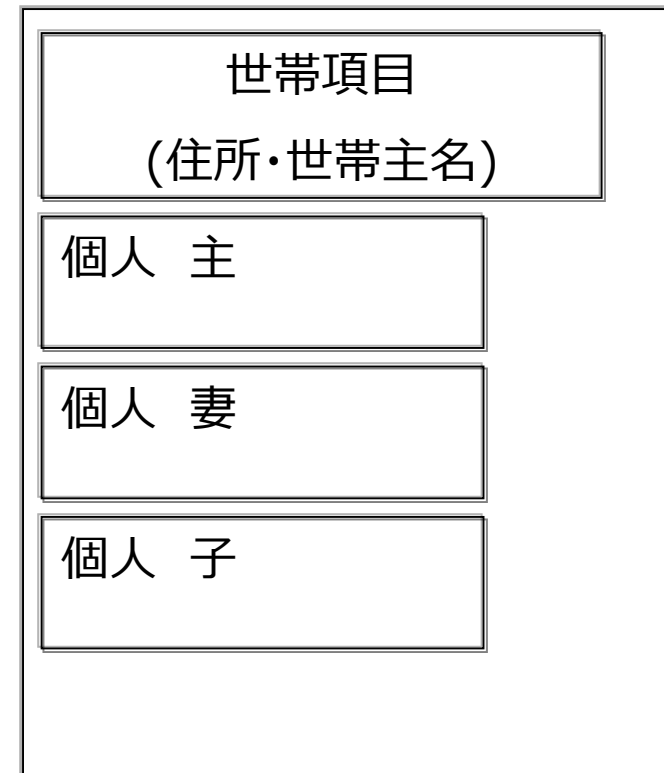
紙管理時代から住民票の様式は個人票/世帯票の2種類が存在

【個人票と世帯票のイメージ】

個人票



世帯票



EUCとデータ連携基盤の活用が効果的

* データ連携における標準化課題の例

項	標準化阻害要因	具体的な例
1	住民基本台帳から作成する統計情報が標準化されていない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体のHPへ掲載する統計情報は団体間で差異。ホームページ作成システムのレイアウトに合わせて、データ作成・提供するようなカスタマイズも存在 ■ ただし、庁内でデータ形式を規定し、利用所管課はそれに合わせる形で庁内標準化を行っている場合もある（EUCの活用）
2	住民基本台帳情報を必要とする関連所管課に対し、情報を連携する方法が多様。電算化によるデータ連携が多いが、連携先が多様であるため、インターフェイスの100%完全な標準化までは至っておらず、独自インターフェイスとなる例が残る。また、大都市であっても住民基本台帳情報を必要とする側が電算化されていないケースあり	<p>連携には以下のようなパターンが存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ データ連携基盤を経由する連携 ■ データ連携基盤が存在しないもしくはデータ連携基盤を介さず直接連携 ■ 職員が別のシステムに二重入力 ■ 住民基本台帳システムから帳票を出力し、紙媒体で提供

* これら混在する連携パターンに対して、システム見直しを機に、データ連携基盤を活用した連携へ段階的に統一

職員配置や窓口の事務分掌が窓口の形態・運用に大きく影響

* 組織・事務分掌での標準化課題の例

項	標準化阻害要因	具体的な例
1	組織・機構のあり方、職務分掌に基づく運用差異	住民異動届を受け付けた際の入力で以下の差異 <ul style="list-style-type: none"> ■ 受付窓口職員の手で全て情報を入力する（一線式） ■ 受付窓口職員と入力職員を分離する（二線式） ■ 受付窓口で異動受付に個人を特定できる程度し、バックヤードの情報入力センターに回送、入力と窓口対応を並行で行う
2	他部署の一部窓口事務を住民基本台帳事務窓口で実施する場合における、住民基本台帳システムへの機能組み込み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 転入、転居、世帯主変更と同時に国民健康保険証や被保険者証を交付 ■ 学齢児がいる場合、転入、転居と同時に転入学通知等を交付 ■ 転居、転出の際に現在の届出世帯状況を把握し、税や介護など別の窓口へ誘導
3	窓口におけるサービスの違い	転入者に対して転入処理のほかに実施する処理が異なる <ul style="list-style-type: none"> ■ 転入者の属性(児童手当の有無や国民健康保険加入の要否など)によって案内すべき手続きが異なる ■ 転入者ごとに属性を窓口でヒアリングし、転入者自身が手続きすべき事務の案内票を作成する団体がある。転入者は案内票に基づき、関係各課の窓口で順番に手続きを実施。このとき案内すべき内容が団体によって差異がある

まとめ

標準化が効果的な領域


- **住民基本台帳事務の更なる標準化・明確化**
 - 証明書に記載すべき事項の明確化・統一
 - 住民票の様式や改製方式の統一
 - 訂正、錯誤届出などの遡及異動の考え方の統一
- **データ連携の標準化**
 - EUCの積極的な活用によるデータの二次利用の促進
 - データ連携基盤の活用

各団体の裁量に任せる領域

- **住基法に基づく事務とその他事務を切り離して検討**
 - 関連所管の事務／支所／出張所との職務分掌
 - 住民サービスに直接関わる事務(手続き案内、総合窓口など)

将来展望

- **デジタル・ガバメント、データの二次利用を見据えた事務見直し**
 - 各種証明書をOCR読み取りに適した様式に統一することで、転出先団体や金融機関などでの事務の効率化
 - ロボティクスの活用による入力業務の自動化



FUJITSU

shaping tomorrow with you